

# 神奈川県立青少年センター条例

(昭和 39 年 3 月 31 日 条例第 11 号)

最終改正 平成 31 年 3 月 22 日条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、神奈川県立青少年センター(以下「青少年センター」という。)の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 青少年の健全な育成を図り、あわせて県民の教養の向上に資するための施設として、青少年センターを横浜市西区紅葉ヶ丘 9 番地の 1 に設置する。

(利用の承認)

第 3 条 青少年センターを利用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。ただし、公開の施設及び設備については、この限りでない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認を与えないことができる。

- (1) 青少年の福祉その他公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他利用させることが青少年センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用料の徴収)

第 4 条 青少年センターの利用については、別表第 1 及び別表第 2 に定める額の使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、利用当日の追加利用に係る使用料及び駐車場使用料については、利用者は、当該利用が終了した後、速やかに、精算し納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 5 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減免することができる。

- (1) 青少年のための行事を行うために県又は県内の市町村の機関が利用するとき。
- (2) その他知事が特に必要と認めるとき。

(使用料の不還付)

第 6 条 すでに徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事が災害その他特別の事情により青少年センターを利用することができないと認めたときは、この限りでない。

(利用承認の取消し等)

第 7 条 知事は、青少年センターを利用する者(その者の利用目的に応じて入館した者を含む。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 3 条第 1 項の承認を取り消し、又は青少年センターの利用を中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) その他知事が必要と認めたとき。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、青少年センターの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成 31 年 3 月 22 日条例第 18 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) (略)

(2) (前略) 第48条の規定並びに次項、附則第3項、附則第6項、附則第10項及び附則第11項の規定 平成31年4月1日

(3) (略)

(神奈川県立公文書館等の使用料に関する経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日(以下「第2号施行日」という。)からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に、第1条、第2条、第20条、第21条及び第46条に規定する各条例により設置された施設の施行日以後の利用の申込みがあった場合における当該利用に係る使用料は、これらの規定による改正後の各条例の規定に定める額とする。

(神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター等の使用料に関する経過措置)

3 第2号施行日前に第2条、第20条及び第51条に規定する各条例により設置された施設の施行日以後の利用の申込みを受理しているものに係る使用料等については、これらの規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

## 施設使用料

区 分			平 日			日曜日、土曜日及び休日		
			午前9時 から 正午まで	午後1時 から 午後5時 まで	午後6時 から 午後10時 まで	午前9時 から 正午まで	午後1時 から 午後5時 まで	午後6時 から 午後10時 まで
ホ ー ル	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が3,000円を超える場合	64,100円	86,100円	103,280円	77,410円	102,870円	123,500円
	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が3,000円以下の場合	53,210円	80,550円	96,680円	67,770円	94,900円	113,870円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合		42,310円	52,160円	62,630円	58,030円	62,630円	75,210円
楽 屋	1	号 室	830円	830円	830円	830円	830円	830円
	2	号 室	1,670円	1,670円	1,670円	1,670円	1,670円	1,670円
	3	号 室	1,670円	1,670円	1,670円	1,670円	1,670円	1,670円
	5	号 室	830円	830円	830円	830円	830円	830円
	6	号 室	830円	830円	830円	830円	830円	830円
	7	号 室	3,130円	3,130円	3,130円	3,130円	3,130円	3,130円
	8	号 室	1,670円	1,670円	1,670円	1,670円	1,670円	1,670円
	多 目 的 プ ラ ザ	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合		9,420円	11,510円	14,230円	11,410円	13,710円
利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合			6,800円	8,160円	10,150円	8,160円	9,730円	12,250円
練 習 室			4,500円	5,430円	6,800円	4,500円	5,430円	6,800円
駐 車 場	普通自動車		1台30分につき 200円					
	大型自動車	同	460 円					

備考 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2 入場料の額が2以上に区分されている場合は、入場料の最高額が3,000円を超えるときは徴収する入場料の額が3,000円を超える場合とし、入場料の最高額が3,000円以下のときは徴収する入場料の額が3,000円以下の場合とする。

3 ホール、楽屋、多目的プラザ又は練習室を表の時間の区分における時間（以下「基本利用時間」という。）における利用時間を超えて基本利用時間以外の時間に利用する場合（一日において2以上の基本利用時間にわたって利用する場合の当該2以上の基本利用時間の間の基本利用時間以外の時間における利用の場合を除く。）のその基本利用時間以外の利用時間に係る使用料は、その

基本利用時間以外の時間における利用 1 時間につき、それぞれの利用に係る基本利用時間（2 以上の基本利用時間にわたって利用する場合は、直近の基本利用時間）における利用に係る使用料の額を当該基本利用時間の時間数で除して得た額とする。この場合において、当該基本利用時間以外の時間における利用時間が 1 時間に満たないとき又はこれに 1 時間未満の端数の時間を生じたときは、その満たない時間又はその端数の時間を 1 時間として計算する。

- 4 ホールの利用に伴う準備又は練習を行うことのみを目的として当該ホールを利用する場合は、利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合とし、その使用料は、基本利用時間の区分に応ずる使用料の額に 3 により計算した額を加算した額に 10 分の 7 を乗じて得た額とする。

別表第 2（第 4 条関係）

設備使用料

種 別	単 位	使用料の額
楽器	1 台 1 回	6,900円以内で規則で定める額
舞台設備	1 種類 1 回	9,630円以内で規則で定める額
照明セット	1 回	8,370円以内で規則で定める額
その他の照明設備	1 台又は 1 組 1 回	1,980円以内で規則で定める額
音響セット	1 回	10,680円以内で規則で定める額
その他の音響設備	1 本 1 回	2,400円以内で規則で定める額
映像セット	1 回	6,700円以内で規則で定める額
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力 1 キロワット 1 回	200円以内で規則で定める額

備考 1 1 回とは、一の基本利用時間内における利用をいう。

2 基本利用時間における利用時間を超えて基本利用時間以外の時間に利用する場合（一日において 2 以上の基本利用時間にわたって利用する場合の当該 2 以上の基本利用時間の間の基本利用時間以外の時間における利用の場合を除く。）の基本利用時間以外の利用時間に係る使用料は、その基本利用時間以外の時間における利用 1 時間につき、それぞれの利用に係る基本利用時間（2 以上の基本利用時間にわたって利用する場合は、直近の基本利用時間）における利用に係る使用料の額を当該基本利用時間の時間数で除して得た額とする。この場合において、当該基本利用時間以外の時間における利用時間が 1 時間に満たないとき又はこれに 1 時間未満の端数の時間を生じたときは、その満たない時間又はその端数の時間を 1 時間として計算する。

3 ホールの利用に伴う準備又は練習を行うことのみを目的として利用する場合の使用料は、1 回の使用料の額に 2 により計算した額を加算した額に 10 分の 7 を乗じて得た額とする。

4 表示消費電力が 1 キロワットに満たないとき又はこれに 1 キロワット未満の端数の表示消費電力を生じたときは、その満たない表示消費電力又はその端数の表示消費電力を 1 キロワットとする。

5 持込器具を複数持ち込む場合は、各器具の表示消費電力を合計して持込器具使用電力料を計算する。

附 則

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（ただし書略）

2 この条例の施行の際現に第 1 条、第 4 条、第 6 条、第 10 条及び第 55 条に規定する各条例により設置された施設の利用申込みを受理しているものに係る使用料については、これらの規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（神奈川県立公文書館条例等の一部を改正する条例 平成 26 年 3 月 25 日 平成 26 年条例第 7 号）

# 神奈川県立青少年センター条例施行規則

(昭和39年3月31日 規則第21号)

最終改正 令和元年6月25日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県立青少年センター条例（昭和39年神奈川県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(権限の委任)

第2条 次に掲げる知事の権限は、神奈川県立青少年センター（以下「青少年センター」という。）の長（以下「館長」という。）に委任する。

- (1) 条例第3条の規定により利用を承認すること。
- (2) 条例第5条の規定により使用料を減免すること。
- (3) 条例第6条ただし書の規定により使用料を還付すること。
- (4) 条例第7条の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を中止させること。

(休館日)

第3条 青少年センターの休館日は、12月28日から翌年の1月4日までの日とする。

- 2 前項に規定する休館日のほか、NPOオープンスペース、NPO活動室、NPO情報コーナー及びワーキングコーナー（以下「青少年サポートプラザ」という。）、青少年資料室並びに演劇資料室にあつては、月曜日を休館日とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、館長は、青少年センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の修理その他の理由により必要があると認めるときは、前2項に規定する休館日を臨時に変更し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間)

第4条 青少年センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、青少年サポートプラザにあつては午後9時（日曜日にあつては、午後5時）まで、ホール、楽屋、多目的プラザ及び練習室にあつては午後10時まで、駐車場にあつては午前8時30分から午後10時30分までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、館長は、非常災害その他の理由により必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を臨時に変更することができる。

(利用の申込み)

第5条 条例第3条第1項の規定により利用の承認を受けようとする者（駐車場の利用の承認を受けようとする者を除く。）は、次の各号に定めるところにより、館長に申し込まなければならない。この場合において、国際的な催し等で次の各号に定める期間前に利用の申込みをしなければ催し等の開催に支障を生ずると認められるもののうち、館長が定める基準に該当するものを開催するための当該各号に掲げる施設の利用については、利用月（利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月をいう。以下同じ。）の15月前（多目的プラザにあつては、9月前）の月の初日から14月前（多目的プラザにあつては、8月前）の月の末日までの期間に申し込むことができる。

- (1) ホール及び楽屋並びにこれらに付属する設備（以下「ホール等」という。）にあつては、利用日の12月前の月の初日から利用日の7日前までに、ホール等利用申込書（第1号様式）に館長が必要と認める書類を添えて提出すること。
- (2) 多目的プラザ及びこれに付属する設備（以下「多目的プラザ等」という。）にあつては、利用日の6月前の月の初日から利用日の7日前までに、多目的プラザ等利用申込書（第2号様式）に館長が必要と認める書類を添えて提出すること。
- (3) 練習室及びこれに付属する設備（以下「練習室等」という。）にあつては、利用日の3月前の月の初日から3日前までに、練習室等利用申込書（第3号様式）を提出すること。
- (4) NPO活動室にあつては、利用日の3月前の月の初日から利用日の3日前までに、NPO活

動室利用申込書（第4号様式）を提出すること。ただし、特別の理由がある場合は、利用当日までに提出することができる。

2 前項第1号から第3号までに掲げる施設について、同一日時に同一施設の利用の申込みが、同項第1号から第3号までに定める期間内において館長が別に定める期間に、2以上の申込者によりされたときは、館長は、抽せんを行い、申込者を定める。

（利用承認等の通知）

第6条 館長は、前条の規定による申込みがあつた場合において、その利用を承認するときは次の各号に掲げる通知書により、その利用を承認しないときはその旨を申込者に通知しなければならない。

- (1) ホール等にあつては、ホール等利用承認通知書（第5号様式）
- (2) 多目的プラザ等にあつては、多目的プラザ等利用承認通知書（第6号様式）
- (3) 練習室等にあつては、練習室等利用承認通知書（第7号様式）
- (4) NPO活動室にあつては、NPO活動室利用承認通知書（第8号様式）

（使用料の納付）

第7条 前条の規定による承認の通知を受けた者（使用料を徴収しない施設等の利用の承認を受けた者を除く。）は、指定された期日までに使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定による使用料の納付がないときは、館長は、その利用の承認を取り消すものとする。

（使用料）

第8条 条例別表第2の規定による使用料は、別表のとおりとする。

（駐車場の利用）

第9条 条例第3条第1項の規定により駐車場の利用の承認を受けようとする者は、館長が別に定めるところにより館長に申し込み、利用券の交付を受けなければならない。

（青少年センターの利用の制限）

第10条 条例第3条第2項第3号に規定する「管理上支障があると認められるとき」とは、次の各号に定めるときとする。

- (1) ホール等、多目的プラザ等又は練習室等を引き続き館長が別に定める期間を超えて利用するとき。
- (2) その他館長が青少年センターの利用を不相当と認めるとき。

（入場料を徴収しない場合の定義）

第11条 条例別表第1に規定する「入場料を徴収しない場合」とは、次の各号に定める場合とする。

- (1) 入場者から当該催しに係る対価を直接又は間接に徴収しない場合
- (2) 入場者が当該催しに要する経費を直接又は間接に負担しない場合

（入館の制限）

第12条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者には、青少年センターへの入館を拒否することができる。

- (1) 伝染性の病気があると明らかに認められる者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

（遵守事項）

第13条 青少年センターを利用する者（その者の利用目的に応じて入館した者を含む。以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用目的以外に施設等を利用しないこと。
- (2) 付属設備を青少年センター外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく壁、柱、窓、とびら等にはり紙し、又はくぎ類を打たないこと。
- (4) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。

- (5) 許可なく火気を使用し、又は特別の設備をしないこと。
- (6) 収容定員をこえて入館しないこと。
- (7) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (8) 許可なく寄付金の募集、物品の販売等を行わないこと。
- (9) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (10) 関係職員の指示に従うこと。

(責任者の届出等)

第14条 利用者（公開の施設等の利用者を除く。）は、あらかじめ利用施設内の秩序を保持するために必要な責任者を定め、館長に届け出なければならない。

2 前項の規定による責任者は、施設等の利用を終了（利用中止の命令により利用を中止した場合を含む。）したときは、利用に係る施設等を原状に復し、関係職員の点検を受けなければならない。ただし、館長が承認した場合は、この限りでない。

(管理上の立入り)

第15条 利用者は、関係職員が施設等の管理上特に必要があつて利用に係る施設等に立入りを要求したときは、拒むことができない。

(損傷等の届出)

第16条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を館長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用料の減免申請)

第17条 使用料（駐車場使用料を除く。）の減免を受けようとする者は、第5条に規定する利用の申込みと同時に使用料減額（免除）申請書（第9号様式）を館長に提出しなければならない。

(使用料減免承認等の通知)

第18条 館長は、前条の規定による申請があつた場合において、その減免を承認するときは使用料減額（免除）承認通知書（第10号様式）により、その減免を承認しないときは使用料減額（免除）不承認通知書（第11号様式）により申請者に通知しなければならない。

(実施細目)

第19条 この規則に定めるもののほか、青少年センターの管理等に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

## 別表（第8条関係）

## 設備使用料

種 別	品 名	単 位	使用料の額
楽 器	グランドピアノ	1 台 1 回	6,900円
	電子ピアノ	同	3,350円
舞 台 設 備	オーケストラひな段	1 回	5,750円
	音響反射板	同	1,770円
	所作台	同	9,630円
	びょうぶ	同	1,560円
	花道用具	同	5,230円
	花道用所作台	同	3,450円
	仮設舞台	同	3,760円
	照 明 セ ッ ト	ホール照明Aセット (ボーダーライト、シーリングライト、フロントスポットライト、フラッドライト)	同
ホール照明Bセット (ボーダーライト、シーリングライト、フロントスポットライト、フラッドライト、水平線ライト、ステージサイドスポットライト、サスペンションライト、フットライト)		同	8,370円
多目的プラザ照明セット (シーリングライト、サスペンションライト、水平線ライト、ミラーボール)		同	2,930円
その他の照明設備	エフェクトマシン	1 台 1 回	1,030円
	ビームスポットライト	同	200円
	ストロボ	1 組 1 回	1,250円
	波エフェクト	1 台 1 回	830円
	星球セット	1 組 1 回	1,980円
	ミラーボール	1 台 1 回	1,030円
	リモートコントロールスポットライト	同	1,460円
	カラーチェンジャーシステム	同	620円
	センタースポットライト	同	830円
	フォロースポットライト	同	300円
音 響 セ ッ ト	ホール音響Aセット (マイクロフォン5台、録音再生機)	1 回	5,330円
	ホール音響Bセット (マイクロフォン6台以上、録音再生機)	同	10,680円
	多目的プラザ音響セット (マイクロフォン6台、録音再生機)	同	1,350円
その他の音響設備	ワイヤレスマイクロフォン	1 本 1 回	2,400円
	ポータブルワイヤレスマイクロフォン	同	200円



映 像 セ ッ ト	ホール映像セット (プロジェクター、スクリーン、映像再生機)	1 回	6,700円
	多目的プラザ映像セット (プロジェクター、スクリーン、映像再生機)	同	2,500円
持込器具使用電力料	持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力1 キロワット1 回	200円

- 備考 1 1回とは、一の基本利用時間内における利用をいう。
- 2 基本利用時間における利用時間を超えて基本利用時間以外の時間に利用する場合（一日において2以上の基本利用時間にわたって利用する場合の当該2以上の基本利用時間の間の基本利用時間以外の時間における利用の場合を除く。）の基本利用時間以外の利用時間に係る使用料は、その基本利用時間以外の時間における利用1時間につき、それぞれの利用に係る基本利用時間（2以上の基本利用時間にわたって利用する場合は、直近の基本利用時間）における利用に係る使用料の額を当該基本利用時間の時間数で除して得た額とする。この場合において、当該基本利用時間以外の時間における利用時間が1時間に満たないとき又はこれに1時間未満の端数の時間を生じたときは、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。
- 3 ホールの利用に伴う準備又は練習を行うことのみを目的として利用する場合の使用料は、1回の使用料の額に2により計算した額を加算した額に10分の7を乗じて得た額とする。
- 4 表示消費電力が1キロワットに満たないとき又はこれに1キロワット未満の端数の表示消費電力を生じたときは、その満たない表示消費電力又はその端数の表示消費電力を1キロワットとする。
- 5 持込器具を複数持ち込む場合は、各器具の表示消費電力を合計して持込器具使用電力料を計算する。（様式 略）

# 神奈川県立青少年センターホール等貸付要領

## 1 目的

神奈川県立青少年センター条例及び同条例施行規則に基づき、青少年センターのホール等に関する貸付事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## 2 貸付の範囲

貸付の範囲は、次のとおりとする。

- (1) ホール及び楽屋並びにこれらに付属する設備
- (2) 多目的プラザ及びこれらに付属する設備
- (3) 練習室

## 3 休館日

2に掲げる施設の休館日は、12月28日から翌年の1月4日までの日とする。ただし、館長は、施設等の修理その他の理由により必要があると認めるときは、休館日を臨時に変更し、又は臨時に休館することができることとする。

## 4 利用時間

2に掲げる施設の利用時間の区分は次のとおりとする。

午 前	午 後	夜 間
9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00

なお、利用時間には一切の公演関係者・観客等の入館から退館までの施設利用に要する全ての時間を含む。

## 5 利用申込期間

利用の承認を受けようとする者は、次の期間内に所定の手続きにより申込みこととする。

### (1) ホールの利用申込期間

利用の承認を受けようとする者は、利用しようとする日の属する月（以下「利用月」という。）の12ヶ月前の月の初日（休館日の場合は翌日以降の最初の開館日）から利用日の7日前までに利用申込書により申込みこととする。

### (2) 多目的プラザの利用申込期間

利用の承認を受けようとする者は、利用月の6ヶ月前の月の初日（休館日の場合は翌日以降の最初の開館日）から利用日の7日前までに利用申込書により申込みこととする。

### (3) 練習室の利用申込期間

利用の承認を受けようとする者は、利用月の3ヶ月前の月の初日（休館日の場合は翌日以降の最初の開館日）から利用日の3日前までに利用申込書により申込みこととする。

## 6 利用予約受付期間（日）

(1) 利用申込期間の内、申込を開始する当初の期間又は日を利用予約受付期間（日）とし、申込の事前手続きとしての予約受付を行う。

(2) 利用の予約をしようとする者（以下「予約者」という。）は、次の期間内に、所定の手続きを行うこととする。ただし、当分の間、受付開始日は館長が別に指定する。

### ア ホールの利用予約受付期間

利用月の12ヶ月前の月の初日（休館日の場合は翌日以降の最初の開館日）から7日までにホール等利用予約申込書（様式1）により申し込むこととする。

### イ 多目的プラザの利用予約受付期間

利用月の6ヶ月前の月の初日（休館日の場合は翌日以降の最初の開館日）から7日までに多目的プラザ等利用予約申込書（様式2）により申し込むこととする。

### ウ 練習室の利用予約受付日

利用月の3ヶ月前の月の初日（休館日の場合は翌日以降の最初の開館日）に練習室利用予約申込書（様式3）により申し込むこととする。

(3) 利用者は、青少年センターホール運営課窓口において来館のうえ所定の手続きを行うこととする。電話、郵送等による申込みは原則として受理しない。ただし、練習室に係る申込開始日の翌日以降は、電話による仮予約を受け付けることとする。

(4) 予約の受付は、前(2)のアからウまでの期間とし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(5) 利用予約できる日数は、ホール又は多目的プラザについては、原則として月に5日まで、練習室については4日までとする。ただし、抽せん後は月に10日までとする。また、本要領11特例利用に掲げる催し等はこの限りではない。

(6) 各施設の利用可能日については、受付開始日の1ヶ月前からホール運営課窓口及びホームページ上で情報提供する。

## 7 利用希望届に基づく利用調整

ホール及び多目的プラザの予約において、抽せんによる落選者を少なくし、より多くの利用者が利用できるよう、館長は事前に利用調整を行うことができるものとする。

利用調整の方法は次のとおりとする。

- (1) 予約者は複数の利用希望日のうち何れかで良い場合は、希望順位を記載した利用希望届を提出することができる。
- (2) 上記の届の提出があった場合は、可能な限り抽せんによらずに利用できるよう、抽せん日前に利用調整することとする。

## 8 予約受付結果の連絡

- (1) ホール及び多目的プラザの予約受付終了後、同一日・時間帯に複数の利用希望者がなかった場合は、当該予約者に内定を連絡する。
- (2) 同一日・時間帯に複数の予約者があった場合は利用調整について連絡を行い、利用調整が図れなかったときは、抽選日時を連絡する。

## 9 抽せん方法

予約受付期間内に同一日・時間帯の利用の申込みが、複数の予約者からなされた場合等は、公開の抽せんを行う。その抽せん方法等は次のとおりとする。

### (1) ホール及び多目的プラザの抽せん方法

ア 予約受付期間内に同一日・時間帯の利用の申込みが、複数の予約者からなされ、利用調整が図れなかったときは、当該予約者による抽せんを行い、その当選者を利用内定者と決定する。なお、抽せんの順番は予約申込書の受付順とする。

イ 抽せんは、原則として予約受付後の館長が指定する日時（原則としてその月の第3日曜日）に行う。指定した日時の抽せんに参加しないものは棄権したものとみなす。

### (2) 練習室の抽せん方法

ア 予約者は、利用日の3ヶ月前の月の初日（休館日の場合は翌日以降の最初の開館日）に来館のうえ、午前9時30分から50分までに抽せん受付を行う。

イ 受付者全員は、10時から利用申込順位の抽せんを行う。抽せんの順番は受付順とする。

ウ 抽せん後、指定順位の上位の者から利用日・時間帯を指定する。

エ 当該月の全ての利用日・時間帯が指定された時点、又は、全ての申込者が利用日・時間帯を指定した時点で終了する。

## 10 空き日の利用

予約受付期間及び抽せん終了後、利用を希望する者がなかった日（以下「空き日」という。）の利用については、次のとおりとする。

### (1) ホール、多目的プラザ

空き日の利用予約については、抽せん会（原則としてその月の第3日曜日）の翌日（休館日の場合は翌日以降の最初の開館日）以降、先着順に受け付けることとする。

### (2) 練習室

空き日の利用予約は、予約受付・抽せん会の翌日以降、先着順に受け付けることとする。

## 11 特例利用

(1) 館長は、申込受付期間前に利用の申込みをすることができる催し等について次のとおり定める。なお、この基準に該当する利用を「特例利用」という。

ア 国際的催し、青少年関係大会等で本県行政施策の推進に役立つもの

イ 国内外の優れた演劇・舞踊などの公演等で、神奈川の舞台芸術活動の振興に特に寄与すると認められるもの

ウ その他、館長が特に認めるもの

上記ア、イ、ウ何れかの催し等で当該期間前に利用の申込みをしなければ開催に支障を生ずると認められるものとする。

(2) 特例利用を希望する者は、特例利用申請書（様式4）により申請する。

(3) 前項の申請があったときは、特例利用検討委員会の審議を経て館長が承認を決定する。

(4) 特例利用検討委員会の構成メンバーは、館長が別に指定する。

(5) 特例利用検討委員会の庶務は担当課が行う。また、特例利用検討委員会は、必要に応じて、随時開催するものとする。

## 12 使用料の算定

(1) 使用料は本要領4の利用時間の区分により算定する。

(2) 終演後の片付けに要する利用については、「ホールの利用に伴う準備又は練習」には該当しないため、使用料の割引（10分の7）は適用しない。

(3) 同じ者がホール、多目的プラザの施設を2日以上連続して公演等に利用する場合（以下「連続利用」という。）で、他の者の利用ができない間は、当該連続利用の全ての時間帯の使用料を算定する。

## 13 使用料の納付

利用承認を受ける者（以下「利用者」という。）は、館長が指定する期日（以下「納付期限」という。）までに使用料（収入証紙）を納付しなければならない。なお、原則として、納付期限は次のと

おりとする。

- (1) 利用日の1ヶ月前まで
- (2) 前号により難しい場合は、館長が別に指定する日まで
- (3) 利用当日発生した追加使用料については、利用日の翌日（休館日の場合は翌日以降の最初の開館日）

#### 14 使用料の減免

使用料の減免は、次のとおりとする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除する。
  - ア 県の機関が青少年のための行事で青少年を対象としたものに利用するとき
  - イ 県の機関（県の機関と、青少年・児童福祉・教育関係団体との共催を含む。）が青少年の健全育成を図ることを直接の目的とした行事に利用するとき
  - ウ 市町村立及び私立の小・中・高校（私立専修学校・各種学校のうち、外国人学校を含む。）が、青少年の健全育成を図ることを直接の目的とした行事に利用するとき
- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、所定の使用料を半額とする。
  - ア 市町村の機関（市町村立の小・中・高校を除く。）が、青少年のための行事で青少年を対象としたものに利用するとき
  - イ 青少年の健全育成を図ることを直接の目的とした行事に使用するとき

#### 15 利用の承認等

- (1) 利用申込書を受理した後、利用を承認する場合は、神奈川県立青少年センター利用承認通知書（以下「利用承認通知書」という。）により、不承認の場合は利用不承認通知書により通知する。
- (2) 利用者は、利用申込書または特例利用申請書（以下「利用申込書等」という。）の内容を変更する場合、利用変更申請書（様式5）により申請するとともに、新たに利用申込書等により申込み等をしなければならない。
- (3) 利用者は、利用申込書等による申込み等を取消する場合、利用取消申請書（様式6）により申請しなければならない。
- (4) 利用者は、利用承認通知書等による通知の後に利用の変更及び取消しをする場合、当該通知書を申請時に提出しなければならない。

#### 16 事前打合せ

ホール及び多目的プラザの利用者は、原則として1ヶ月前までに青少年センター職員と事前打合せを行うこととする。

#### 17 遵守事項

利用条件で許可を要するものについては、利用者は次の各号で定める申請書により申請しなければならない。

- (1) ポスター・パネル等は内容を審査し、その規格、掲示・展示場所、枚数等が適当と認められるものの掲示・展示を許可する。（様式7 掲示・展示等許可申請書）
- (2) 火気の使用は、消防署の使用許可があり、演出上特に必要と認められるもので、その安全性が十分確認されるものに限り許可する。（様式8 火気等使用許可申請書）
- (3) レーザー光線を演出上やむを得ず利用する場合は、その安全性が十分確認されるものに限り許可する。（様式9 特別設備等使用許可申請書）
- (4) 寄付金の募集は、原則として認めないが、催物に直接関係のある社会福祉等特に必要な場合に限り許可する。（様式10 募金等許可申請書）
- (5) 物品の販売は、催物を実施するにあたり適当と認められるものに限り許可する。（様式11 物品販売等許可申請書）
- (6) ホール等入場者に対するチラシ等の配布は、適当と認められるものに限り許可する。（様式12 チラシ等配布許可申請書）
- (7) ホール等の客席内における撮影等を行うときは、観客の鑑賞、通行及び非常時における避難誘導の支障のない場合に限り許可する。（様式13 撮影等許可申請書）
- (8) 特別な演出等は、観客の安全が十分確認できる場合に限り許可する。また、観客に人気があり会場が混乱する恐れのある催物についても、観客の安全を確保する警備体制を要する。（様式14 警備計画書）

#### 18 その他

##### (1) 事故処理

施設等を損傷する事故が発生したときは、事故報告書（様式15の1）の提出を求めるとともに、原状回復を求める。また、今後の事故の発生を防止するため事故が利用者の責任によるものと認められる場合は、誓約書（様式15-2）の提出を求める。

##### (2) 主催者駐車場の利用許可

主催者駐車場の利用にあたっては、必要な場合は整理員を置く等、事故のないよう十分留意しなければならない。なお、利用可能台数は別に指示する。

##### (3) 館内放送

利用者は、ホール客席内での飲食・喫煙の禁止等観客に対する必要な放送を行うこと。

##### (4) 利用の中止

災害その他のやむを得ない理由により施設又は設備の利用ができなくなったときは、利用を中止すること。

(5) 協議事項

その他催物の運営にあたり必要な事項は、青少年センターと利用者の中で協議するものとする。

附 則

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

2 「神奈川県立青少年センター貸付要領」（平成16年10月20日青少年センター館長伺定）及び「使用料の減免に関する取扱基準」（平成4年12月25日青少年センター館長伺定 最終改正 平成8年3月21日）は廃止する。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から施行する。（様式改正：個人情報取扱目的の明示）

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。（14使用料の減免改正）

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。（特例利用検討委員会委員の指定の変更）

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。（特例利用検討委員会委員の指定の変更）

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。（特例利用検討委員会委員の指定の変更）

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。（特例利用検討委員会委員の指定の変更）

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。（特例利用検討委員会委員の指定の変更）

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。（様式8の改正）

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。（各施設の利用可能日の情報提供方法の改正）

附 則

この要領は、令和3年3月31日から施行する。（様式15-2の改正）

# 神奈川県立青少年センター駐車場管理要綱

## 第1章 総則

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、神奈川県立青少年センター館長(以下「館長」という。)が管理する路外駐車場(以下「駐車場」という。)の運用について必要な事項を定めるものとする。

### (要綱の遵守)

第2条 駐車場を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、この要綱の規定を遵守しなければならない。

## 第2章 供用

### (供用時間等)

第3条 駐車場の供用時間は、毎日午前8時30分から午後10時30分までとする。ただし、施設の点検その他館長が特に認める場合についてはこの限りでない。

### (供用の休止)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、館長は、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

- (1) 自然現象による災害、火災、浸水、爆発等により、駐車場の施設若しくは駐車場に駐車している自動車等が滅失し、毀損し若しくは汚損されるとき、又はこれらの恐れがあるとき。
- (2) 駐車場の保安上又は衛生上駐車場の供用を継続することが適当でないとき。
- (3) 駐車場の補修工事又は清掃を行う必要があるとき。
- (4) その他駐車場の管理上緊急の措置をとる必要があるとき。

### (利用の手続)

第5条 駐車する意思をもって入口ゲートの駐車券発券機のところに停車することをもって、神奈川県立青少年センター条例施行規則第9条に定める「館長が別に定めるところにより館長に申し込み」があったものとみなす。

2 神奈川県立青少年センター条例施行規則第9条に定める「利用券の交付」は、入口ゲートの駐車券発券機より駐車整理券(様式1)の交付を受けることによりなされたものとみなす。その際、利用者は、係員の指示により指定された位置に駐車しなければならない。

3 利用者は、駐車場から退出(以下「出車」という。)しようとするときは、出口ゲートの料金精算機にて定められた駐車料金を現金により納付しなければならない。

4 駐車場使用料の領収書は、料金精算機にて発行される領収書(様式2)とする。

5 駐車整理券を紛失したときは、利用者は、係員の指示に従い、所定の駐車料金を納付しなければならない。

6 第3条の規定に反し、翌日にまたがる利用をした利用者は、実際の出場時間までの駐車料金を支払わなければならない。

### (利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、駐車場内において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 速度は時速8キロメートルを超えないこと。
- (2) 追越しをしないこと。
- (3) 駐車位置を離れる自動車を優先させること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機又は係員の指示に従うこと。
- (6) 貴重品その他盗難のおそれのある物品を車内に置かないこと。
- (7) 廃棄物を捨てないこと。
- (8) 駐車した場所以外にはみだりに立ち入らないこと。
- (9) 駐車場の施設若しくは設備、又は他の利用者の自動車若しくはその積載物若しくは取付物を滅失し、毀損し又

は汚損しないこと。

(10) 宿泊しないこと。

(11) 自動車を洗浄し、修理し又は燃料を補給しないこと。

(12) 料金の支払いを済ませた後は直ちに駐車すること。

(13) 前各号に掲げる事項のほか、駐車場の業務又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(駐車できる車両)

第7条 駐車場に駐車することのできる車両は、普通自動車、中型自動車及び大型自動車とする。

2 利用者は、中型自動車又は大型自動車を駐車させるときは、中型・大型自動車駐車承認申請書（様式3）によりあらかじめ館長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

3 催し物等の実施に必要な普通車を優先的に駐車しなければならないときは、前項の規定を準用する。

(駐車拒否等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、館長は、駐車場の利用を拒否し、又は駐車場に駐車している自動車を退去させることができる。

(1) 満車のとき。（館長が運用上必要な台数をあらかじめ確保したため満車状態となる場合を含む。）

(2) 駐車場の施設若しくは設備又は他の利用者の自動車若しくはその積載物若しくは取付物を滅失し、毀損し若しくは汚損するとき、又はこれらのおそれがあるとき。

(3) 自動車に備え付けてあるガソリン携行缶を取りはずし、又は引火物若しくは爆発物を積載し若しくは取り付けているとき。

(4) 著しく騒音又は臭気を発するとき。

(5) 非衛生的な物を積載し若しくは取り付けているとき、又は液汁を出し若しくは積載物を落下するおそれがあるとき。

(6) 運転者が酒気帯等法令違反があきらかなきとき。

(7) その他駐車場管理上支障があるとき。

(出車の拒絶等)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、館長は、出車を拒絶し、又は出車を一時停止することができる。

(1) 駐車料金を支払わないとき。

(2) 駐車場又はその周辺で事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(3) 警察署等からの要請に基づくとき。

### 第3章 損害賠償

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は過失により駐車場の施設又は設備を滅失し、毀損し又は汚損したときは、それを原状に回復させ又は損害の賠償をしなければならない。

2 利用者が駐車場で他の利用者の自動車を滅失し、毀損し又は汚損したときは、神奈川県は、それが駐車場管理の瑕疵に因る場合を除いて、その責を負わないものとする。

3 駐車場の車両内に留置された物品等の滅失、毀損、汚損等については、神奈川県は、それが駐車場の管理の瑕疵に因る場合を除いて、その責を負わないものとする。

### 第4章 雑 則

(事故等の届出)

第11条 利用者は、次に掲げる場合は、直ちに、その旨を館長に届け出なければならない。

(1) 利用者が、駐車場において交通事故をおこした場合。

(2) 利用者が、駐車場の施設若しくは設備、又は他の利用者の自動車若しくはその積載物若しくは取付物を滅失し、毀損し、又は汚損したとき。

(3) 利用者が、駐車場において、他の利用者の前 2 号に該当する事故等を発見したとき。

(事故等の場合の措置)

第 12 条 館長は、前条の届出があったとき、又は利用者若しくはその自動車若しくはその積載物若しくは取付物について、事故が発生し若しくは発生するおそれがある場合は、利用者の同意を得て、すみやかに必要な措置をするものとする。ただし、緊急の場合は、利用者の同意を得ないことができる。

(様式1及び様式2 省略)

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 25 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の要綱に定める様式に基づいて作成した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 19 日から施行する。



## 駐車場利用料金の免除に関する取扱基準

神奈川県立青少年センター条例施行規則第2条の規定に基づき、神奈川県立青少年センター（以下「青少年センター」という。）駐車場利用料金免除の取扱いを次に定める。

### 1 免除対象

- (1) 県又は県内の市町村の機関が利用するときの公用車又は公用利用のための駐車。
- (2) 障害者が利用する場合の駐車。
- (3) 青少年センター、県立図書館及び県立音楽堂（以下「各施設」という。）に係る物品納入業者、工事関係者等の駐車。
- (4) 青少年センターホール、県立音楽堂を利用する主催者に対し1日10台まで、青少年センター多目的プラザ、練習室を利用する主催者に対し1日1台までの駐車。
- (5) 各施設利用者の送迎、図書館資料の返却等のための15分未満の駐車。
- (6) その他、特に青少年センター館長（以下「館長」という。）が認める者の駐車。

### 2 免除の方法

- (1) 各施設が、館長にあらかじめ届出した駐車場利用料金免除担当者は、上記1(1)から(4)及び(6)に該当すると判断したときは、パスカードの交付又は各施設に配置された認証機により無料化の手続を行う。
- (2) 各施設は前項(6)に該当する場合はあらかじめ青少年センター管理課に協議するとともに、前項(1)から(4)及び(6)について利用料金を免除した場合については、駐車場利用料金免除一覧表（様式1）により整理し翌月の5日までに館長に報告するものとする。
- (3) 前項(5)に該当する場合は、出口ゲートの料金精算機が自動識別する。

### 3 その他

この基準によりがたい場合は、各施設の長はあらかじめ館長に協議するものとする。

#### 附 則

本基準は、平成17年7月25日から施行する。

#### 附 則

本基準は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

本基準は、平成29年9月13日から施行する。

## 電気自動車及び燃料電池車の駐車場利用料金割引に係る特例に関する取扱基準

神奈川県立青少年センター条例施行規則第2条第2号の規定に基づき、神奈川県立青少年センター（以下「青少年センター」という。）駐車場利用料金の電気自動車及び燃料電池車の割引に係る特例の取扱いを次に定める。

### 1. 割引の主旨

電気自動車（EV）及び燃料電池車（FCV）の普及を推進するため、青少年センター駐車場における電気自動車及び燃料電池車に係る利用料金割引の特例を定めるものとする。

### 2. 割引の対象

神奈川県EV・FCV認定カードに記載された車両の駐車場利用。

### 3. 割引の率

利用料金の50%を割り引くものとする。

### 4. 割引の方法

- (1) 駐車場利用対象の青少年センター、県立図書館及び県立音楽堂（以下「各施設」という。）の駐車場利用担当者は、その者の駐車整理券の割引化の手続きを行う。
- (2) 神奈川県立青少年センター駐車場使用料金徴収事務の受託者は、各施設の駐車場利用担当者が割引化の手続きが行えない場合は、割引化の手続きを代行することができる。

### 5. その他

この基準によりがたい場合は、各施設の長はあらかじめ青少年センター館長に協議するものとする。

### 附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行し、令和4年3月31日に廃止する。

### 附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

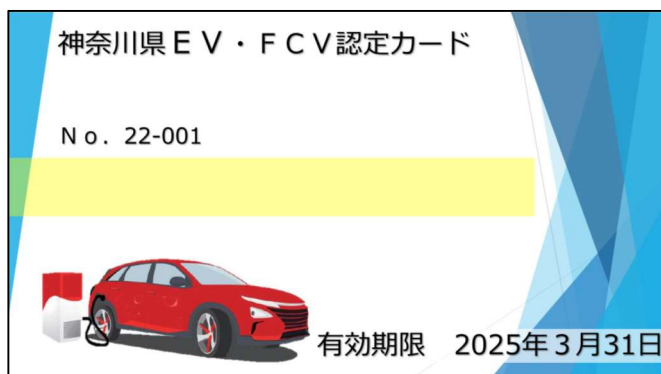
<参考>

神奈川県EV・FCV認定カード交付要綱

第2号様式（第4条第2項関係）

神奈川県EV・FCV認定カード

（表面）



縦6cm、横9cm

（裏面）

<p><b>注意事項</b></p> <p>1 電気自動車等の駐車料金の割引を受ける際には、本カードの提示が必要です。</p> <p>2 本カードは表面に記載の車両番号の車両のみ有効です。</p> <p>発行：神奈川県産業労働局産業部エネルギー課</p>
---

※ 従前の「神奈川県EV・FCV認定カード」は使用不可となり、申請による新たなカードの発行が必要となる。

※ 「神奈川県EV・FCV認定カード」の交付担当課は下記のとおり  
令和3年度 エネルギー課



神奈川県

青少年センター  
横浜市西区紅葉ヶ丘9番地の1  
電話(045)263-4400(代表)